○関東地方整備局告示第二百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
市川市田尻二丁目五四七番一から同市田尻五丁目二四番一まで	前	六一・〇〇～六一・〇〇～　九五・八六メートル　九六・〇九キロメートル
	後	六一・〇〇～六一・〇〇～　九五・八六メートル　九六・〇五キロメートル
市川市高谷二三八二番四	前	七二・六〇～七二・六〇～　九八・三五メートル　九八・三五キロメートル
	後	七二・六〇～七二・六〇～　九八・三五メートル　〇・〇七五キロメートル
市川市高谷二〇一七番四から同市高谷二〇一九番四まで	前	二六・一三～四三七・〇三メートル　六四・一六～五四九・一三キロメートル
	後	二六・一三～四三七・〇三メートル　〇・一六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻一丁目七六番一地先から同市高谷二〇二〇番四一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月六日

○関東地方整備局告示第二百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百五十七号	市川市原木二四八一番一地先から同市高谷二〇一五番五八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月六日

○関東地方整備局告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定し、及び指定を解除するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月六日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局横浜国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　一号

三　指定する道路の部分

区間	幅員延長
神奈川県中郡大磯町東小磯字小陶綾二四四番四地先から同町東小磯字海辺二四六番七地先まで	〇・〇〇～一二・六三メートル　〇・一四九キロメートル
神奈川県中郡大磯町東小磯字小陶綾二四四番四地先から同町東小磯字海辺二四六番七地先まで	〇・〇〇～一・二九メートル　〇・一四九キロメートル

四　指定を解除する道路の部分

区間	幅員延長
神奈川県中郡大磯町東小磯字小陶綾二四四番四地先から同町東小磯字海辺二四六番七地先まで	〇・〇〇～一・二九メートル　〇・一四九キロメートル

五　指定し、及び指定を解除する期日　平成二十一年八月七日

○近畿地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
神戸市西区平野町向井字前垣内七番一地内	前	二五・九〇～二六・二〇メートル　〇・〇一一キロメートル
	後	二五・九〇～二六・二〇メートル　〇・〇一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
尼崎市東本町一丁目七四番から神戸市灘区岩屋南町三番まで	前	五〇・〇〇～一四四・〇〇メートル　二〇〇・一五一キロメートル
	後	五〇・〇〇～一四四・〇〇メートル　二〇〇・一五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十三号	尼崎市東本町一丁目七四番から神戸市灘区岩屋南町三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月六日